

共通標準服製造事業者向け FAQ

Q 1：スラックスのピンタック（折り目のような見栄えにするための縫い加工）は審査基準に入るのか。

A 1：ピンタックが入っていないものでも、基本仕様書に準じる又は同等のものとして取り扱う。熱プレス等で折り目の取れにくい加工でもよい。

Q 2：公開された画像のポロシャツにはマークが入っているが仕様上の取り扱いはどうなっているのか。

A 2：基本仕様には含まれない。同じ形、同じ色であるかどうかで判断する。

Q 3：ポロシャツのボタンダウンの有無は審査基準となるか。

A 3：有っても無くても同等のものとして取り扱う。

Q 4：販売店以外のポロシャツを認めるのか。

A 4：基本仕様書に基づく審査を経て承認されたものを共通標準服のポロシャツと認めるもの。ただし、すでにポロシャツを導入している学校も複数あり、各学校の運用にかかることであるので、その場合は各学校の判断による。

Q 5：シャツは市販のものでもよいのか。

A 5：シャツは共通標準服のアイテムとして定めていない。各学校のルールに従ってもらうことになる。

Q 6：シャツやネクタイ・リボン、その他について学校ごとに方針が出るのか。

A 6：ネクタイ・リボンは5色用意しているが、どの色を使うかは、各学校の校則検討委員会等での議論を経て決定する。ネクタイ・リボンについては、本市のホームページに各学校の決定された色を掲載している。シャツは、これまでどおり各学校の運用になると考えている。

Q 7：申請書は共通標準服の製造業者が提出するという認識でよいか。ポロシャツだけ、ネクタイだけ製造する場合も都度申請する必要があるのか。

A 7：共通標準服の製造を希望する事業者（申請を行う事業者）に、自社が製造したネクタイ・リボンなど、専ら共通標準服の特定のアイテムのみを卸すことのみを行う事業者にあっては、申請は不要である。基本仕様書に掲載されている事業者以外から仕入れる場合は、サンプル等を提出いただく。

Q 8：各販売店が申請書を出すのか。

A 8：専ら販売のみを行い、共通標準服の製造を行わない事業者にあっては、申請書の提出は不要である。販売する共通標準服の製造事業者が申請する際に、販売予定店名として、記載をすること。（様式第1号）

Q 9：申請は初年度のみか、毎年必要か。申請内容に変更があった場合は。次年度以降に新規参入する場合は。

A 9：申請内容に変更がない場合は、2 年目以降の申請は不要である。

申請内容に変更が生じた時点で、速やかに変更申請を行うこと。

Q10：申請後、サンプルを提出してから審査結果が出るまでどれくらいかかるのか。

A10：審査会は、書類提出から内外への照会をかけ、結果を受けてからの審査となるので、おおむね 1 か月程度を想定している。

Q11：申請書の表内の「A タイプ」「B タイプ」「C タイプ」は、ブレザーを生地や仕様の違いで数種類製造する場合の別ということによいのか。

A11：お見込みのとおり。また、A タイプから安価な順に記載いただく様式となっている。

Q12：市外の業者も税滞納有無調査承諾書の提出は必要か

A12：提出していただく。

Q13：ポロシャツについて、白と紺の無地では殺風景なので熊本市の何かしらのマークを胸に刺繍してもいいか。

A13：アンケートにより決まったデザインのため、基本仕様書のデザインとする。

Q14：Ⅱ型スラックスのベルトループについて、7 本から 8 本に変更してもいいか。

A14：機能面を損なうものでないので、8 本も認める。

Q15：スカート、キュロットスカートについて、襷の数を変更（増減）してもいいか。

A15：アンケートにより決まったデザインのため、基本仕様書のデザイン（20 本車襷）とする。